

質問に対する回答書

(見積に関する質問に対する回答)

工事等番号 平成29年度下建公補継第1号
工事等件名 天神ポンプ場(下部土木)築造工事

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等のページ箇所	質問内容	回答
P 8	現場内に事務所を設置する事はできますか。	現場内に現場事務所を設置することは可能です。
P 1 4	残土処分 2,720m ³ 、3,850m ³ の運搬距離は 11.7km、3,610m ³ は 5.5km と考えてよいでしょうか。	貴見のとおり解して差し支えありません。
	残土処理工(1)～(2)における残土処理場所をご教授ください。 残土処理工(3)の仮置き土は市単独工事で積込、運搬が含まれていますが、運搬先と何に利用するのかご教授下さい。	残土処理(1)、(2)ともに同一場所で白銀環境清掃センター跡地を予定しています。 P 4 0 4の場所にある土砂を本体作業土工の埋戻土として利用し、残土処理工(3)をP 4 0 4の土地へ運搬することを予定しています。
P 4 1 4	残土処理先について、どこを想定されているかご教授願います。	白銀環境清掃センター跡地を予定しています。
P 2 8	埋戻し土の仮置き項目がありませんが、埋戻し土は掘削箇所に置けるものと考えてよいでしょうか。また、残土処理 170m ³ の運搬距離は 11.7km と考えてよいでしょうか。	埋戻し土は掘削箇所に置くものとしてしています。残土処理(4) 170m ³ の運搬距離は 8.0km としています。
P 3 8	土砂等運搬について DID 区間の有無と運搬距離をご教授願います。	P 3 8 土砂等運搬については三重県が制定している積算基準に基づき積算し、運搬距離は 5.5km としています。

	<p>鋼矢板打設における工法で、WJ併用バイブロハンマーで施工困難な場合は、設計変更の協議対象となるのでしょうかご教授願います。</p>	<p>当初設計で見込んでいた現場条件と異なり、鋼矢板打設が困難である場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
P 1 5	<p>土留・仮締切工のW.J併用バイブロハンマ矢板打込工において、バイブロハンマは電動式と考えてよいでしょうか。それとも油圧式でしょうか。</p>	<p>市街地に隣接するため、環境対策を考慮した選定としています。</p>
	<p>土留・仮締切工の電動（油圧）バイブロハンマ矢板引抜工において、バイブロハンマは電動式と考えてよいでしょうか。それとも油圧式でしょうか。</p>	<p>市街地に隣接するため、環境対策を考慮した選定としています。</p>
	<p>鋼矢板436枚のうち30枚が残置となっています。これは、鉄塔への影響を考慮し、近接する部分を残置としているのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
P 1 7	<p>中間杭の生材は、良いとして、多段にわたって、支保工が設置されるため、損料扱いとならず、スクラップ計上となりますが、設計変更の協議対象となるのかご教授願います。</p>	<p>施工上で、中間杭の切断の必要が明らかでない場合には設計変更の協議の対象とします。</p>
P 1 8	<p>無筋コンクリートの処理施設は、どこかの処理場を想定されているかご教授願います。</p>	<p>処理施設は、運搬距離・処分費を総合的に比較し、最安価の施設を選定しています。</p>
P 4 1 4	<p>無筋コンクリートの処分場所をご教示下さい。</p>	<p>処理施設は、運搬距離・処分費を総合的に比較し、最安価の施設を選定しています。</p>
P 2 0	<p>生コンの配合に伴い、24-12-25 W/C=55%の水セメント比を確保するために、27N にランクアップした場合、設計変更対象の協議事項になるのかご教授願います。</p>	<p>水セメント比の上限値の規定に伴い呼び強度を変更する場合は設計変更の対象としません。</p>

P 2 2	<p>躯体工において、足場工の数量が不明です。見積に必要なので、積算に計上している数量をご提示願います。</p>	<p>施工上必要となる数量を計上しています。</p>
	<p>躯体工において、支保工の数量が不明です。見積に必要なので、積算に計上している数量をご提示願います。</p>	<p>施工上必要となる数量を計上しています。</p>
P 3 2 P 3 3	<p>函渠工において、足場工の数量が不明です。見積に必要なので、積算に計上している数量をご提示願います。</p>	<p>施工上必要となる数量を計上しています。</p>
	<p>函渠工において、支保工の数量が不明です。見積に必要なので、積算に計上している数量をご提示願います。</p>	<p>施工上必要となる数量を計上しています。</p>
P 2 3	<p>躯体の止水板として、塩ビ製の FF150 となっています。受注後の協議で変更可能でしょうかご教授願います。</p>	<p>塩ビ製の FF150 を標準としております。同等以上の機能を有する止水板の提案は施工承諾の協議対象としますが、設計変更の対象としません。</p>
P 2 5	<p>角落しの受枠だけは、計上されています。角落しは別途と考えてよいのかご教授願います。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
P 3 2	<p>モルタルの金こて仕上げに伴う、モルタルの配合についてご教授願います。</p>	<p>モルタルの配合は 1 : 2 としています。</p>
P 3 4 P 1 5 3	<p>フラップゲート第 0040 号単価表について フラップゲート材料費とフラップゲート運搬は、製作費として経費計算対象額除外と考え、共通仮設費率の金額を計算をすれば良いのですか。ご教授願います。</p>	<p>三重県が制定している積算基準に基づき、積算しています。 また、設計単価については見積りを参考として積算しています。</p>

	<p>また、フラップゲート (B1800×H1500 ステンレス製) とフラップゲート運搬の設計単価をご教授願います。</p>	
P 3 5	<p>重建設機械分解組立輸送(往復) 第 0069・0070 号施工単価表について、明細書運搬費 各輸送回数が記載されていないので、ご教授願います。</p> <p>また、重機の機種・規格もご教授願います。</p>	<p>掘削工及び土留・仮締切工で使用する機械としており、工期内に工事が完成できる機械台数(輸送回数)としています。</p>
P 9 3	<p>重建設機械分解組立輸送(往復)の対象機械及び回数をご教示下さい。</p>	<p>掘削工で使用する機械としており、工期内に工事が完成できる機械台数(輸送回数)としています。</p>
P 9 4	<p>重建設機械分解組立輸送(往復)の対象機械及び回数をご教示下さい。</p>	<p>土留・仮締切工で使用する機械としており、工期内に工事が完成できる機械台数(輸送回数)としています。</p>
P 3 5	<p>各仮設材等運搬費の運搬距離をご教示下さい。</p>	<p>津市役所本庁舎を基地として、積算しています。</p>
P 3 7	<p>スーパーウェルポイント効果確認試験はどのようなものかご教授願います。</p>	<p>予備揚水試験(1 日)、連続揚水試験(3 日)、水位回復試験(1 日)を標準とし、揚水量測定はノッチタンクの三角堰により計測し、地下水位測定は電極式水位測定器により手計を基本としています。</p>
	<p>揚水試験費について、想定している試験回数をご教授願います。</p>	<p>スーパーウェルポイント工法協会の積算資料を参考として施工上必要とされる回数を計上しています。</p>
P 1 5 5～ P 1 5 7	<p>各運搬工のトラックの供用日数、燃料をご教示下さい。</p>	<p>スーパーウェルポイント工法協会の積算資料を参考として積算しています。</p>

P 1 5 9	機械組立解体工の歩掛及び消耗材料費をご教示下さい。	スーパーウェルポイント工法協会の積算資料を参考として積算しています。
P 1 6 0	機械移設工の歩掛及び消耗材料費をご教示下さい。	スーパーウェルポイント工法協会の積算資料を参考として積算しています。
P 1 6 1	揚水試験費の歩掛及び消耗材料費、試験解析費をご教示下さい。	スーパーウェルポイント工法協会の積算資料を参考として積算しています。
P 3 7	積算上の電力基本料金をご教示下さい。	三重県が制定している積算基準に基づき、地下水低下工の施工上必要となる電力基本料金を計上しています。 なお、最大契約電力は設計書 P179 及び P399 に記載したとおりです。
	電力基本料金について、低圧電力の常時・臨時のどちらを想定しているか。また、使用期間と、月あたり使用料をご教示願います。	三重県が制定している積算基準に基づき、地下水低下工の施工上必要とされる期間の電力基本料金を計上しています。
P 3 7	安定処理室内配合試験の具体的な試験方法をご教示下さい。	コーン指数試験で3配合（9モールド）としています。
P 3 9	簡易支持力測定試験の具体的な試験方法をご教示下さい。	キャスポルによる試験としています。
P 3 8	市単独工事の交通管理工において、交通誘導警備員の数量が不明です。見積に必要なので、積算に計上している数量をご提示願います。また、交替要員の有無についても、ご教示願います。	設計書 P402 及び P405 に記載したとおり計上しています。 また、交通誘導員は実働 8 時間で計上しています。
P 9 2	交通誘導員 B は、交替要員なしと考えてよいでしょうか。	交通誘導員は実働 8 時間で計上しています。

<p>P 4 0 5 P 4 0 7</p>	<p>交通管理工の交通誘導警備員が、配置人数1人で資材等搬入出時に124.6人となっています。現場出入口に面した道路の交通量は多く、警察等との協議により配置の条件が変わった場合は設計変更の対象と考え、入札時の見積はこの数量で考えてよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
<p>P 1 9 3</p>	<p>地盤改良工に伴う配合セメント量、0.11t/m³は配合試験により設計変更対象となるかご教授願います。</p>	<p>配合試験の結果、配合量に増減があった場合は設計変更の対象とします。</p>
<p>P 4 0 8</p>	<p>地下埋設物等の試掘調査が必要と判断された場合、その費用は設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
<p>P 4 1 3</p>	<p>井戸調査が必要と判断された場合、その費用は設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>調査内容によることから監督員との協議によるものとします。</p>
	<p>河川敷地内等の工事で、施工時期に制約があるのでしょうか。</p>	<p>河川敷地内に関連する施工時期の制約は現時点では無いと考えています。 なお、P413記載の中部電力株式会社の送電線鉄塔改造工事による工程調整は必要となります。</p>
<p>図面 7 / 1 2 0 8 / 1 2 0</p>	<p>1Fにおいて、図面上、誘発目地位置の表示はありますが、設計書にありませんが、設計変更の協議対象でしょうか。また地下部においても、コンクリート標準示方書により温度応力解析を実施し、ひび割れ対策として、誘発目地が必要となってくることが想定されますが、設計変更の協議対象でしょうか。</p>	<p>図面7/120, 8/120の1F部誘発目地位置については別途工事の建築工事の範囲となります。 また、本工事の地下部のひび割れ対策については、受注者が行う温度応力解析の結果、施工時での対応だけでは、有害なひび割れが発生し、誘発目地による対策が明らかに必要となる場合には、設計変更の協議の対象とします。</p>

	<p>上記の場合、地下部において、誘発目地が必要になった場合は、外からの防水も必要と考えられますが、設計変更の協議対象でしょうか。</p>	<p>誘発目地の構造によることから監督員との協議によるものとします。</p>
	<p>地上部において、コンクリート打ちっぱなしの設計となっておりますが、雨等によりコンクリートの汚れや劣化が進みます。必要と判断される場合は、設計変更の協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>地上部で実施する壁面塗装などの仕上げは、別途工事の建築工事での施工となります。</p>
<p>図面 3 / 120 27 / 120</p>	<p>1SL の箱抜きは、土木工事になっている、1SL の箱抜きについて、設計に未計上と思われそうですが、設計変更の協議対象でしょうかご教授願います。</p>	<p>容量、面積等の数量が僅少なものであるについては、計上しておりません。大幅な数量の増減が生じた場合は設計変更の対象とします。</p>
<p>図面 94 / 120 ~ 96 / 120</p>	<p>底版コンクリートの上面付近まで流用土による埋戻しが終わった時点で、2段目の切梁・腹起しが撤去可能と考えてよいでしょうか。</p>	<p>当初設計での仮設工計算としては、貴見のとおり解して差し支えありません。</p>
<p>図面 116 / 120</p>	<p>樋門本体施工時、オープン掘削の設計ですが、床掘が困難な場合は、補助工法が必要となると考えられますが、設計変更の協議対象となるのでしょうかご教授願います。</p>	<p>オープン掘削の施工が困難であることが明らかな場合は、設計変更の協議の対象とします。</p>
	<p>単価適用年月日、歩掛年度、経費区分年度、諸経費工種をご教示下さい。</p>	<p>単価適用年月日、歩掛年度、経費区分年度は、三重県が制定している設計単価表及び積算基準を利用しており、設計時点における最新のものを使用しています。 諸経費工種は、工事内容により主たる工種の該当する工種区分を選定しています。</p>

	<p>この工事に適用する工種区分は、「下水道工事（3）」と考えれば、よろしいでしょうかご教授願います。</p>	<p>工事内容により主たる工種の該当する工種区分を選定しています。</p>
	<p>共通仮設費率分、現場管理費の施工地域特性区分は「補正なし(地方部 一般交通等の影響を受けない)」と考えれば、よろしいでしょうかご教授願います。</p>	<p>三重県が制定している積算基準に基づき、積算しています。</p>
	<p>現場環境改善費（旧イメージアップ費）は、計上しないと考えると、よろしいでしょうかご教授願います。</p>	<p>三重県が制定している積算基準に基づき、積算しています。 なお、設計時点における最新の基準を使用しています。</p>
	<p>最低制限価格の見直しについて必要と認められる場合は、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整できるものとしますと記載していますが、どんな時に増減調整をされるのでしょうか。また、増減調整されるとしたら、どの程度されるのでしょうかご教授願います。</p>	<p>増減調整の内容については、適正な競争を阻害するおそれがあることから非公表としています。</p>